

バックアップソフトウェア設計・構築・導入一括サービス(CA ARCserve(R) Backup 対応)

乙は、注書記載のバックアップソフトウェア設計・構築・導入一括サービス(CA ARCserve(R) Backup 対応) (以下、「本サービス」という) を以下のとおり、甲に提供します。

1. 乙が甲に提供した CA 社のバックアップソフトウェア (以下「ソフトウェア」という) を使用したバックアップスケジュール設計等に関し、乙は、次の項目を実施のうえ、バックアップスケジュール管理台帳 (以下「成果物」という) を作成し、甲に納入します。
 - ① バックアップポリシー設計
 - ② 「ソフトウェア」のインストール
 - ③ バックアップスケジュールの設定
2. 乙が「成果物」を納入したとき、甲はすみやかに内容を確認し、受領証を乙に交付するものとし、受領証の交付により、「本サービス」は完了するものとします。
3. 乙が「本サービス」を提供するサン・マイクロシステムズ社製の機械装置等は、乙は保守可能な製品に限られるものとします。
4. 甲は、注書記載の支払条件にもとづき、「本サービス」の対価 (以下「マルチベンダーサービス料金」という) を乙に支払うものとします。
5. 「本サービス」完了後、乙が実施した設計・設定・「ソフトウェア」のインストールに不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入後 1 ヶ月に限りは無償でその不具合を修補します。ただし、「成果物」に誤植、落丁、棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入から 3 ヶ月間は無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
6. 甲は、「ソフトウェア」ならびに「ソフトウェア」を搭載使用する機械装置およびコンピューター・プログラム (以下「本件システム」という) を使用して甲が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置を甲の費用と責任において常時実施するものとします。
7. 「本サービス」完了後、甲が「本件システム」の設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
8. 「成果物」納入後に甲が「本件システム」の構成等を変更し、乙に「成果物」の修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとします。
9. 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した「マルチベンダーサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
10. 甲は、「成果物」を甲の業務に使用する目的以外で、「成果物」に盛り込まれた乙固有のアイデア、コンセプト、ノウハウを乙の事前の書面による承諾なしに利用または開示・漏洩しないものとします。
11. 第 5 項乃至第 11 項の定めは、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。
12. 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「本サービス」を中止した場合、甲は、「本サービス」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料、「成果物」(この場合、未完成のものを含む) を甲に引き渡します。

以上